

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 富士見市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	7	4	191,000	5	0	0	191,000
1	80	キシレン	9	1	833,900	2	3,200	0	830,700
1	208	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	1	8	1,600	13	1,600	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	2	548,800	4	0	0	548,800
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	4	34,900	7	0	0	34,900
1	300	トルエン	8	2	1,890,550	1	550	0	1,890,000
1	311	オルト-ニトロアニソール	1	8	4,000	11	4,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	4	592,000	3	0	0	592,000
1	400	ベンゼン	7	4	114,000	6	0	0	114,000
1	405	ほう素化合物	1	8	19,000	9	19,000	0	0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1	8	1,800	12	1,800	0	0
2	72	パラ-ニトロフェノール	1	8	28,000	8	0	0	28,000
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	12,000	10	7,000	0	5,000
合計			—	—	4,271,550	—	37,150	0	4,234,400

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。